

介護保険制度の改正について

【平成 30 年 4 月から】

●サービスを利用したときの金額が変更

サービス費用の変更にともなって、サービスを利用したときの利用者負担も変わりました。

●介護保険料の変更

3年に一度の料金改定がありました。(※資料1のP20参照)

●介護保険施設に「介護医療院」が創設

介護療養型医療施設の転換施設として、介護医療院が創設されました。なお、現行の介護療養病床の経過期間については、6年間延長されました。

●「共生型サービス」が創設

共生型サービス（介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス）が創設されました。これにより指定を受けた障害福祉サービス事業所で、介護保険のサービスが受けられます。

【平成 30 年 8 月から】

●利用者負担の割合が2割の人の内、特に所得の高い人の負担割合が3割へ

3割負担の人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

2割負担の人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

1割負担の人

上記に該当しない人

津山市の状況	平成 28 年 8 月	平成 29 年 8 月	平成 30 年 8 月
3割負担の人			120人
2割負担の人	403人	412人	250人
1割負担の人	5,738人	5,696人	5,835人

【平成 30 年 10 月から】

●福祉用具の全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます

貸与価格全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。利用者に対して、全国平均貸与価格と事業者の貸与価格の両方の提示と、機能の説明が義務づけられます。